住所　東京都小平市小川町１丁目811番地37
孫露　昭和62年３月14日生
迎生　昭和59年１月15日生
謝函諾　平成23年１月５日生
住所　京都市北区大北山長谷町５番地２
賈佳　昭和53年11月22日生
劉普侍　平成20年12月１日生
劉佳音　平成26年10月８日生

○厚生労働省告示第四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関として次に掲げる者を登録したので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

登録番号	氏名又は名称	住所	試験検査を行う事業所の所在地	試験検査の区分	登録をした日
一八一	一般社団法人埼玉県食品衛生協会	埼玉県さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号	埼玉県さいたま市大宮区上小町千四百五十番地	理化学試験	平成二十九年一月十日

○農林水産省告示第三十五号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十日

農林水産大臣　山本　有二

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Allium cepa L.	OPP-6	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第29233号 平成28年11月25日
Cyclamen L.	16-1uオレンジ	田中勲 埼玉県上尾市西宮下４丁目399番地	第28773号 平成28年11月15日
Dianthus caryophyllus L.	WESPURPLE	West Select B.V. van Rennesstraat 3, 2692CN's-Gravenzande, The Netherlands Selecta Klemm GmbH & Co. KG Hanfacker 10, 70378 Stuttgart, Germany	第30136号 平成28年11月21日

住所　札幌市清田区清田３条３丁目７番10―205号
ナオキ・アコスタ・シマヌキ　平成５年10月３日生
住所　川崎市中原区下小田中６丁目14番４号
劉梨佳　平成４年９月27日生

○農林水産省告示第三十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十九年一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　品種登録の番号、品種登録の年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

1　品種登録の番号　第25571号
2　品種登録の年月日　平成28年12月26日
3　登録品種の属する農林水産植物の種類
Prunus L.
4　登録品種の名称　夢待（ゆめまち）
5　育成者権の存続期間　30年
6　品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所
尾川武雄
東京都大島町元町字風待31番
7　出願公表の年月日　平成22年８月25日

二　登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の特性の概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局知的財産課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市上野部字栗下六七四の一、六七四の二、二二八四の一、二二八四の二、二二九三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字栗下六七四の二・二二八四の一・二二九三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八四の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　静岡県磐田市上野部字田ケ谷二〇六〇の三七、二〇六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字田ケ谷二〇六〇の三七・二〇六三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び磐田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年一月十日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　徳島県三好市西祖谷山村南山一八、西祖谷山村土日浦一七五

二　指定の目的　土砂の流出の防備